

最高裁秘書第624号

令和4年3月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、東京高等裁判所がした司法行政文書の一部不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判事件に関する、司法記者クラブに対する情報提供の方法が書いてある御序作成のマニュアルその他の文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年7月15日付け（同月19日受付）

2 答申番号

令和3年度（情）答申第34号

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5256（直通）